

仕入税額控除の計算

「課税仕入れ」とは、事業者が、事業として他の者（当該他の者が事業としてその取引を行うとした場合、課税資産の譲渡等に該当することとなるものである）から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることをいう（法2①十二）。

④ 免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れは課税仕入れに該当する。



【課税売上割合】（令48）

課税資産の譲渡等の対価の額（税抜課税売上高+免税売上高）
資産の譲渡等の対価の額（税抜課税売上高+免税売上高+非課税売上高）

- ① 「個別対応方式」は、課税仕入れ等について、①課税資産の譲渡等によるもの、②その他の資産の譲渡等によるもの、③これらに共通して要するものに区分が明らかにされている場合に選択できる（法30②）。
- 2 「一括比例配分方式」は、2年間継続適用しなければならない（法30⑤）。

本則課税における仕入控除税額の計算（個別対応方式と一括比例配分方式）

【個別対応方式】（法30②一）

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額		
① 課税資産の譲渡等によるもの	② ①と②の両方に共通して要するもの（課税売上割合で按分）	③ その他の資産の譲渡等によるもの
仕入控除額（仕入控除できる消費税額）		仕入控除できない消費税額

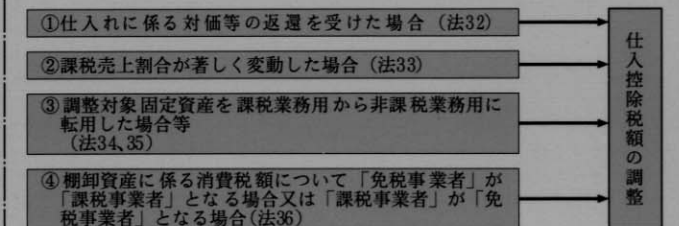
(算式)
仕入控除税額 = ①に係る課税仕入れ等の消費税額 + ③に係る課税仕入れ等の消費税額 × 課税売上割合

【一括比例配分方式】（法30②二）

課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額	
（課税売上割合で按分）	
仕入控除額（仕入控除できる消費税額）	仕入控除できない消費税額

(算式)
仕入控除税額 = 課税期間中の課税仕入れ等に係る消費税額 × 課税売上割合

【仕入控除税額の調整】



簡易課税制度

【みなし仕入率】

- 第一種事業（卸売業）⇒90%—食品卸売、建材卸売業等
第二種事業（小売業）⇒80%—鮮魚小売、酒類小売店等
第三種事業（製造業等）⇒70%—農業、漁業、建設業等
第四種事業（その他）⇒60%—飲食店業、金融業等
第五種事業（サービス業）⇒50%—不動産業、運輸通信業等

【卸売業・小売業の取扱い事例】

- ①肉のスライス、魚の刺身
②仕入れた玄米を精米
③商標、ネームの添付又は表示
④複数の商品（単品でも市場流通性のあるもの）をセット商品として詰め合わせ
⑤商品（ガラス等）を販売のため裁断
⑥液状等の商品の販売用容器収容
⑦鉄屑、古紙等を運搬の利便に資するために切断、プレス、破碎、梱包する行為
⑧仕入れた商品等を集荷、選別、洗浄し販売
- ⇒ 卸売・小売業

【誤り易い事業区分】

- ①第三種事業のうち原材料の支給を受けて⇒第四種事業
行う加工処理
②建設業者及び印刷業者の丸投げ ⇒第三種事業
③建設業者が道具等を持参して行う人的役⇒第四種事業
務の提供
④建設業者が行う修繕 ⇒第三種事業
ただし、原材料の支給を受けて行う修繕⇒第四種事業
⑤アルミサッシの販売業者が行うアルミサッシの取付工事 ⇒第三種事業
⑥仕入れた食品を加熱殺菌して販売 ⇒第三種事業
⑦卸売業者が生魚を塩水に付けて保存性を⇒第三種事業
持たせて販売
⑧仕出専門店（飲食設備有）が行う仕出し⇒第四種事業
⑨仕出専門店（飲食設備無）が行う仕出し⇒第三種事業
⑩完成品を仕入れ、自己で製造した製品と⇒第三種事業
セットして販売
⑪自己が使用していた事業用資産の売却 ⇒第四種事業
⑫製造業で発生する加工屑、副産物の売却⇒第三種事業
⑬自動販売機による飲食物品等の販売 ⇒第二種事業

【みなし仕入率の適用関係】

